

# 小野市代表役員選手賞賜金取扱要綱

1. 目的 

この制度は、小野市の体育・スポーツ振興の一環として、小野市(地域)の代表として県大会以上の各種競技会に出場する選手等を激励し、もって小野市の運動競技レベルの向上を図ることを目的とする。
  2. 対象範囲
    - (1) 各種競技会とは、主催者に公益性があり(公益財団法人等)、地区予選を通過あるいは地区から選抜されたもののみが出場できる競技会をさす。  
流派ごとの競技会については、主催者に公益性があるとは認めない。
    - (2) その他(1)に相当する競技会と認められるもの。
    - (3) 市長が特に認めた場合は、別途協議し決定する。
  3. 資格
    - (1) 小野市に在住するもの及び勤務先又は通学先を小野市に有するものとする。ただし、小野市が賞賜金に類する支出をする場合は、資格を有しない。
    - (2) 市スポーツ協会所属団体が出場する場合、選手の過半数が小野市に在住、在勤、在学するものでなければならない。
    - (3) 国民体育大会に兵庫県代表として出場する小野市出身選手の現住所は問わない。
    - (4) 市長が特に認めた場合は、別途協議し決定する。
  4. 支給金額 

(1) 個人	県大会	5,000 円	
	近畿大会	6,000 円	
	全国大会	10,000 円	
	国際大会	50,000 円 (国内開催 30,000 円)	
(2) 団体	県大会	10 人以下の場合	30,000 円
		11 人以上の場合	60,000 円
	近畿大会	10 人以下の場合	40,000 円
		11 人以上の場合	80,000 円
	全国大会	10 人以下の場合	60,000 円
		11 人以上の場合	120,000 円
	国際大会	別途協議する。	

    - (3) 小野市内予選あるいは市協会等からの推薦のみで県大会に出場できる場合は、支給額を半額とする。ただし、小・中学生はその限りではない。
    - (4) 市外の団体に所属する小野市在住のものが出場する場合は、個人として支給するが、団体支給金額を上限とする。
    - (5) 市長が特に認めた場合は、別途協議し決定する。
  5. 手続等 

個人又は団体が賞賜金を受けようとするときは、地区予選の大会要項・同成績、及び県大会以上の実施要項・申込書並びに学生証(添付が必要な場合)を市教育委員会スポーツ振興課へ提出すること。また、大会終了後は速やかに結果を報告すること。
  6. その他
    - (1) その他必要な要領は市教育委員会で定める。
- 附 則 

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。  
この要綱は告示の日から適用する。